

(資料)

旧学制下埼玉県の小学校教育員検定制度

—1900年以前—

内田 徹¹⁾ 丸山 剛史²⁾

要約

本小論の目的は、旧学制下埼玉県における小学校教育員検定制度の形成過程を詳細に解明することである。資料は主に埼玉県立文書館所蔵文書や『埼玉県報』等を用いた。分析に際して、(1) 出願手続きの方法、(2) 試験の実施時期・回数、(3) 試験科目、(4) 検定の方法・合格判定基準、(5) 手数料の5点に着目した。分析の結果、(1) 埼玉県は、「小学校教育員免許状授与規則」、「仮免許状」といった名称の規則ではなく、「教員試問規則」で一貫していたこと、(2) 他府県と異なり、明治10年代の教員資格の証書に等科・等級を設けており、より厳格であったと考えられること、(3) 埼玉県の教員試問規則では出願方法に関して、当初は願書等を郡役所経由で提出することとしたが、後に師範学校に提出するよう提出先が変更され、教員検定細則において再び郡役所経由での提出となるなど、県・師範学校と郡との関係に揺らぎがあったこと、等を解明した。

キーワード 小学校教育員検定制度 埼玉県 19世紀

目次

1. 研究の目的及び方法
2. 埼玉県学事通則以前
 - 2.1 埼玉、熊谷両県合併以前
 - 2.2 合併後
 - (1) 埼玉県学事通則
 - (2) 師範学校規則—卒業証書授与
 - (3) 教員試問規則
 - A. 公立小学校教育員試問規則制定
 - B. 規則一部改正
 - C. 埼玉県小学校教育員試問規則制定
 - D. 規則一部改正
 - E. 規則全部改正
 - F. 規則一部改正と廃止
3. 小学校教育員学力検定試験細則及び授業生免許規則
 - 3.1 小学校教育員学力検定試験細則
 - (1) 学力検定試験細則制定
 - (2) 細則一部改正 (1回目)
 - (3) 細則一部改正 (2回目)
 - 3.2 小学校授業生免許規則
 - (1) 授業生免許規則制定
 - (2) 規則一部改正
4. 小学校准教員試験ノ程度、免許状有効期限並書式及教員検定等ニ関スル細則
 - 4.1 教員検定細則制定
 - 4.2 乙種検定受験者心得告示
 - 4.3 師範学校卒業生に対する甲種検定
 - 4.4 教員検定細則一部改正 (1回目)
 - 4.5 小学校教育員講習科生徒募集の県訓令
 - 4.6 教員検定細則一部改正 (2回目)
5. まとめ

1) 浦和大学 こども学部

2) 宇都宮大学 教育学部

1. 研究の目的及び方法

本小論は、旧学制下の小学校教員養成史研究の一環としての小学校・国民学校教員検定制度の事例研究である。筆者らはこれまでに群馬、静岡、栃木、東京、岡山の各府県を検討してきており¹、本小論では埼玉県の事例を検討する²。

日本教員養成史研究において小学校教員養成史、特に小学校教員検定制度史に関して、「小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定試験制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない」、「小学校教員養成史研究を完結させるためには、必ず取り組まなければならない課題である」と指摘されていることは周知のとおりである³。

また、小学校教員検定の実施主体は道府県であるため、都道府県庁文書の残存状況によって研究成果が左右されることも指摘されている⁴。埼玉県は、明治以降戦前までの間の府県教育関係文書を大量に残している県の一つとして知られており⁵、重要な検討対象となろう。

そのほか、「日本近代の教育は、警察や監獄と並んで最も中央集権性が強い領域」と言われているが、埼玉県は「小学簡易科が皆無であったこと」、1880年代前半に府県立で独立の中学師範学校を設立していたことは石川県と埼玉県だけであったことが指摘され、全国的にみても希有な動きがあったことが知られており⁶、地方教育史研究としても興味深い研究対象といえよう。

埼玉県の小学校教員検定に関しては、『埼玉県教育史』⁷や『新編埼玉県史』⁸において教員の資格・任用問題とのかかわりで言及され、「公立小学校教員試問規則」（1880年）、「小学校教員学力検定試験細則」（1886年）、「小学校授業生免許規則」（同）、「小学校准教員試験ノ程度、免許状有効期限並書式及教員検定等ニ関スル細則」（1892年）等を経て、「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」が制定されたことなどが明らかにされている⁹。

しかし、近年編まれた『埼玉県史料叢書 埼玉県布達集』¹⁰（以下、『史料叢書』）を見ると『埼玉県教育史』、『新編埼玉県史』も網羅的、系統的に明らかにされているわけではないことがわかる。ただし、『史料叢書』も1887（明治20）年までしか扱われておらず、今回、『県報』を確認したところ、明治20年代に関しても検討の余地があることもわかった。

旧学制下埼玉県小学校・国民学校教員検定の事例研究に取り組む本研究では、『埼玉県史料叢書 17-20』、『埼玉県学事年報』、『県報』、埼玉県立文書館行政文書、『埼玉県統計書』、埼玉県教育会雑誌を主な手がかりとして、埼玉県の小学校教員検定制度の形成から廃止までの過程を明らかにする。本小論は第1報として、時期を1900年までに限定し、小学校教員検定関係規則の形成過程を明らかにすることを目的とする。

検討に際しては、（1）出願手続きの方法、（2）試験の実施時期・回数、（3）試験科目、（4）検定の方法・合格判定基準、（5）手数料の5点に留意する¹¹。

（1）は、「教員養成における国家の関与」との関係を検討するために設定した視点である。従来、小学校教員検定のうちの試験検定は「師範教育によらないで教員になりうる道」と考えられてきたが、筆者らの研究により試験検定でさえ、官職である郡長による品行確認を経

て検定を受験することになっており、「教員養成における国家の関与」から免れることはできなかつたことが明らかになりつつある。埼玉県も同じことが指摘できるか確認する必要がある。(2)から(5)はいずれも府県独自の判断が影響しやすい事項と考えられるため、本事例研究でも検討しておきたい。

2. 埼玉県学事通則以前

2.1 埼玉、熊谷両県合併以前

確認されている最古の小学校教員資格関係規則は、埼玉県において1873（明治6）年9月に制定された「埼玉県公私小学規則」であり、第22章及び第25章において教員の資格に関して規定している。熊谷県に関しては、1874（明治7）年1月施行の「熊谷県学務概制」が確認されたものが最古の規則であり、第5章から第18章において教員の資格を規定している。ただ、学力等を検定することが記されるようになるのは、次の「埼玉県小学規則」以降のことである。

1875（明治8）年10月には埼玉県において「教員任免法」が制定され、翌月には「埼玉県小学規則」が制定された。同規則第28、29、35条において教員資格を規定している¹²。同規則は「教員ハ都テ官民ノ際ニテ選挙シ、其任免黜陟ハ官庁専ハラ之ヲ掌ル」（第28条）とし、教員の任免は官庁が行うことを規定し、「少掌以下ハ其区公学本校ニ於テ其学力ヲ検査シ品行ノ保証ヲ取り」、「権中掌教以上ハ必ス師範学校ニ於テ其学力ヲ検査ス」（第29条）とされ¹³、一定の等級以上は師範学校において学力検査を行い、それ以下の等級の教員に関しては各「公学本校」にて学力検査及び品行保証を行うことが求められていた。特に小学校教員に関しては、「小学教員ハ男女ノ差別ナシ、其学力才識ニヨリ任用スヘシ」（第35条）と記され、「学力才識」が重視された。

1876年8月に埼玉、熊谷両県は合併され、埼玉県となる。

2.2 合併後

(1) 埼玉県学事通則

1878年1月17日、甲第8号により「埼玉県学事通則」が制定された¹⁴。同通則は全10章から成り、第2章（小学教員選任法）及び第3章（小学教員試問法）において教員資格付与・任用に関して規定している。

出願手続きに関しては、「小学教員タラント欲スルモノアラハ、第一号書式ノ志願書並第二号書式ノ履歴書ヲ出サシムヘシ」とされ（第2章第5条）、教員志願者は所定の「小学教員志願書」及び「履歴書」を提出することが求められていた。このうち、志願書には「保証人」の姓名を併記し、押印することが求められ、人物保証を伴うものとなっていた。

学力検査の実施時期・回数は特に規定されていない。

試験科目や合否判定基準に関しては、試験の種類が「試問甲科」と「試問乙科」に分けられ、「試問甲科」に合格すれば「訓導補」に任用され、「試問乙科」に合格すれば「授業生」

に任用されることになっていた。「試問甲科」の試験科目は史学、地学、理学、化学、数学、作文であり、「試問乙科」の試験科目は「試問甲科」から化学が除かれ、いずれも所定の書籍を講読させたり、書籍から出題することとされた。いずれの試問を受験するかは履歴書と「本人ノ申立ニ依」るものとされた（第3章第2条）。合否判定に関しては、「甲乙兩科共一科ノ定点ヲ六点トシ、其合数ノ多寡ト身言書判ノ間ニ於テ其人トナリヲ察シ等級ヲ定ムヘシ」（第3章第3条）と規定された。

手数料等は特に定められていない。

（2）師範学校規則—卒業証書授与

1878（明治11）年3月16日、甲第28号により「埼玉県師範学校学則」が定められたが、師範学校入学者でない者が卒業証書を得るための方法は規定されていない¹⁵。

1879（明治12）年12月25日、甲第151号により「埼玉県小学師範学校規則」が制定され、同規則の第18条において卒業証書授与に関して規定していた¹⁶。

「第十八条 従前他ノ公私学校ニ於テ修業セシ者ト雖、小学師範学科卒業ノ証書ヲ請フコトアルトキハ、本校教則ニ拠テ其學術ヲ試験シ、合格ノ者ハ卒業ニ準シ成規ノ証書ヲ与フヘシ」

ただし、卒業証書取得のための出願手続き等は規定されていない。

1880（明治13）年12月17日、甲第113号により「小学師範学科卒業試問規則」（全10条）が制定された¹⁷。同規則は、「小学師範学校ニ於テ成業セサルモ、年齢満十八年以上ニシテ行状端正ノモノ」（第1条）を対象としたものであった。

出願手続きに関して、「試問」志願者は、願書、履歴書、「行状端正」証書の3つの書類を添え、「遅クモ試問期日ヨリ二週間前ニ」「小学師範学校へ申出」ることとされた（第2条）。このうち「行状端正」証書には親戚あるいは朋友、及び戸長あるいは学務委員の連署が求められていた。

「試問」は毎年2月及び7月の年2回、第1月曜日から6日間かけて行うこととされた（第3条）。

「試問ノ学科」は、「小学師範学校教則ニ準スル」とされ、地理学、地文学、歴史学、算術、幾何学、代数学、文学、物理学、生理学、博物学、化学、経済学、修身学、心理学、教育学、書法、簿記法、図画、体操とされた（第4条）。各学科の出題数は5題以上20題以下とされた。評点は100点満点であり、減点法により点数が付けられた（第8条）。ほとんどの学科は「筆問・口問」により試問が行われたが、文学では講読を含み、教育学の教授法及び体操術に関しては「附属小学ニ就キ教授ヲ施サシム」とし、実地教授を行うことが明記されていた。「実地授業」の評価は「上中下ノ三等」とされ、試問の点数と合わせて合否が判定されることになっていた。

合否判定基準は以下のとおりである（第9条）。表は掲載の都合上、縦書きを横書きに改めた。一科目当たりの最低点数が合否を分けることがわかる。

成点	一科ノ最下点	実地授業	合格・不合格
六十以上	四十以上	下	合格
同	三十以上	上	合格
五十以上	四十以上	中	合格
六十以上	二十九以下	上	不合格

なお、試問を受けるための手数料等は明記されていない。

1882（明治15）年4月10日、甲第54号により「埼玉県師範学校規則」が制定され、第11条において卒業証書授与に関して規定していた¹⁸。有効期限も付され、7年間とされた。

第十一条 師範学校ニ入学セサル者ト雖卒業証書ヲ請フトキハ、品行検定ノ上別ニ定ムル所ノ規則ニ拠リ其学力ヲ試験シ、合格ノ者ニハ卒業証書ヲ与フヘシ

第十二条 師範学科卒業証書ハ満七年間其効ヲ有スル者（ママ：引用者）トス
但、証書授与ノ月ヨリ起算スヘシ

同規則は翌年（1883年）に甲第83号により全部改正が行われているが、上記の卒業証書授与に関する規定は改められていない¹⁹。

1884（明治17）年1月17日、甲第1号により「師範学科応請卒業試問手続」（全4条）が制定された²⁰。「試問手続」は、出願手続きに関して試問期日の2週間前には「試問願書」「履歴書」「品行証書」（いずれも所定書式）を師範学校に提出することを求めるとともに、試問の時期及び回数に関して毎年3、7月の年2回であること、出題科目に関して「学術上ノ試験」合格者には附属小学の授業を1週間参観させた上で1週間の「実地授業」を実施させ、その「成績ヲ以テ及第・落第」を判定することとした。ただし、「試問」に関して体操及び唱歌は「当分試問セス」とした（学術上の合格者には「伝習」または「参観」させることは規定されていた）。

（3）教員試問規則

A. 公立小学校教員試問規則制定

1880（明治13）年7月26日、甲第79号により「公立小学校教員試問規則」（全11条）が制定された²¹。同規則は、師範学校を卒業せずに公立小学校教員を志望する者を対象に師範学校が「試問」を行い、「学力」を認定する証書を発行することが記されていた。

出願手続きに関しては、「此試問ヲ受ケント欲スル者ハ、本県居住ノ親戚又ハ朋友ヨリ出ス所ノ従来行状端正ノ証書及履歴書ヲ添へ、晩クモ試問期日ヨリ五日以前ニ郵便又ハ幸便ヲ

以テ小学師範学校ニ申出ツヘシ」とされた（第2条）。提出を求められた「書式第一」では親戚あるいは朋友、及び戸長または学務委員に「品行」保証の証明を受けることが求められた。

「試問」の実施時期・回数は、「試問期日ハ一月及ヒ八月ヲ除クノ外、連月第一日」「ヨリトス」とされ（第3条）、1、8月を除く各月に実施されることとされた。

「試問」の実施方法も詳細に規定されており、県学務課長・小学師範学校長及び同校教師が所定の学科について、予め定めた「試問用書」から「筆問・口問」により出題することとされた。「試問」の「学科」は次のとおり。

第一試問：教育論及教授法、読書、習字、作文、算術、地理、歴史、修身

第二試問：教育論及教授法、読書、習字、作文、算術、地理、歴史、修身、物理大意、生物大意、畷画

第三試問：教育論及教授法、読書、習字、作文、算術、幾何、地理、歴史、修身、物理、生理、博物大意、化学大意、経済大意、図画

合否判定基準も「試問」ごとに示された。「第一試問」では「総点三百十点ノ内百八十六点以上ヲ得、一科ノ点数五分ノ二以上ノ者ヲ合格トシ、第三等証書ヲ与フ」、「第二試問」では「総点四百五点ノ内二百四十三点以上ヲ得、一科ノ点数五分ノ二以上ノ者ヲ合格トシ、第二等証書ヲ与フ」、「第三試問」では「総点五百三十五点ノ内三百二十一点以上ヲ得、一科ノ点数五分ノ二以上ノ者ヲ合格トシ、第一等証書ヲ与フ」とされた。いずれも6割以上得点することが求められ、第三等証書から第一等証書まで三等級に分けられていた。これまで筆者らは静岡、群馬、栃木、東京、岡山の各府県を検討してきたが、証書に等級を付した事例は見あたらない。

「試問」を受験するための手数料等は規定されていない。

B. 規則一部改正

同規則は同年11月6日、甲第99号により一部改正が行われているが、これは試問用書の一部変更を記したものであり²²、試問の手続きや実施方法を変更するものではなかった。

C. 埼玉県小学校教員試問規則制定

1881（明治14）年10月25日、甲第101号により「埼玉県小学校教員試問規則」（全18条）が制定された²³。同規則は、師範学校卒業証書を有しない者で、小学校教員志願者を対象に師範学校を会場に「試問」を行い、教員免許状または教授方免許状を授与することとされた。

出願手続きに関しては、履歴書、試問願書、品行証書の3種類の書類（いずれも所定の書式）を、「期日ヨリ五日前ニ郡役所ヲ経テ願出」することが求められていた。品行証書には、親戚または朋友、及び学務委員の連署も求められていた。

「試問」は1、8月を除いた各月、すなわち年10回実施することとされた（第5条）。

「試問」は、初等・中等・高等の三科に分け、志願者が選択することとされたが、そのう

ちの一学科もしくは数学科に関して試問を受けることも認められていた（第2、3条）。各等科の試問学科は次のとおり。

初等科試問：修身、読書、作文、算術、習字、教育論及教授法

中等科試問：修身、読書、作文、算術、習字、地理、歴史、図画、博物、物理、教育論及教授法

高等科試問：修身、読書、作文、算術、習字、地理、歴史、図画、博物、物理、化学、生理、幾何、経済、教育論及教授法

「試問」は埼玉県学務官及び師範学校長・教員が掌り、講読、筆問、口問にて行うが、「考官ノ見込ニ依リテ斟酌スルコトアルヘシ」とし、「考試官」の裁量が認められていた（第7条）。問題は規則中に掲載された試問用書から出題することとされた（第8条）。

合否判定基準に関しては、前述のように「初等科試問」、「中等科試問」、「高等科試問」の3つに分けて示されているが、いずれも一科目の点数が5分の2以上であり、合計点数が約5割以上で合格と判定された。一部の学科に関する教授を認められる教授方免許状は、最低点が高く設定されており、一科目の点数が5分の3以上とされた。

なお、同規則でも手数料は規定されていない。

この教員試問規則は、他府県で同時期に制定された教員免許状授与規則に相当するものであろうか。埼玉県立文書館には「教員免許状授与規則」に関する規則・資料を見つけ出すことはできなかった。

ところで、この教員免許状授与を定めた教員試問規則は、教員の「科学的ノ思想」や「文学上ノ知識」の転換、「教員」の「改良」に小さくない影響を与えたとされる。『文部省第十一年報 明治十六年』には「小学校教員免許状授与規則施行ノ影響」として教員免許状授与に関する規則が定められた影響について次のように記されている²⁴。

「初此規則ヲ頒布スルヤ管内教育上ノ状態ハ尚頗ル幼稚ニシテ科学的ノ思想ニ富ムノ教員ハ実ニ晨星ノ寥々タルカ如ク畜ニ科学上ノミナラス文学上ノ知識モ尚頗ル低度ニ在リ而シテ間或ハ学殖ニ富メル者アルモ概子一二ノ学科ニ通スルノミニシテ普ク各学科ニ通スルコト能ハアレハ此規則ハ非常ニ教育社会ニ感動ヲ与ヘ一時其尚早キヲ疑フ程ナリシモ爾後其施行愈久クシテ漸ク人心ニ感染シ皆此規則ノ已ムヘカラサルヲ知得スルニ至ル抑管内一般ノ民情ヲ通観スルニ概子支那ノ文字ヲノミ尊尚シテ科学上ノ知識ノ如キハ之ヲ意ニ介セサルノ風ナキニアラス故ヲ以テ教員モ亦自然外部ノ空気ノ為ニ感染セラルルノ弊ナキ能ハスシテ小学校ニ必須ナル普通ノ学科ヲ後ニスルノ傾向ヲ示セシハ常ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリシカ目下ノ現況ニ據レハ殆ト此□ヲ蟬脱セシ者ノ如シ是畢竟種々ノ源因ヨリ来レル利益ナルヘシト雖教員免許状授与規則ヲ実行セシカ如キモ亦必ス主要ノ源因ト為ササルヘカラス故ニ此規則ヲ施行セシ影響ハ教育上頗ル緊切ナル者ニシテ一方ニハ教員ヲ改良シ之ヲシテ普通ノ学科ヲ尊尚スルノ思想ヲ喚起セシメ以テ漸ク科学的ノ學術ヲ小学校ニ輸入スルノ機

会ヲ得從テ文学上ノ知識モ亦漸次推進ノ道ヲ致スコトヲ得一方ニハ從來教員妄用ノ□ヲ矯メ彼ノ口辨ヲ術ヒ仮ニ身ヲ教育社会ニ寄セテ糊口ノ資ニ供セントスルカ如キ輩ヲシテ手ヲ措ク所ナカラシメ以テ教育ヲシテ平坦ナル道途ニ就キ進行スルコトヲ得セシメタルカ如キハ皆此規則ニ由テ生セシ影響ナルヘシ今本則施行ノ実況如何ヲ知ルニ便センカ為ニ左ニ明治十三年以來受験者ノ及落一覽表ヲ掲出ス」(「小学校教員試問及落表」掲載：省略)

D. 規則一部改正

1882(明治15)年11月1日、甲第103号により小学教員試問規則の一部が改正された²⁵。改正点は、①書類の提出期限及び提出先、②受験方法の2点である。書類の提出期限及び提出先は従来期日5日前に書類を郡役所へ提出することになっていたが、改正後は「前月廿五日」までに師範学校へ提出することに改められた。受験方法に関しては、「試問再回以上ニ及フ者」、つまり2回以上「試問」を受ける者は「履歴書」に「最初試問ヲ受ケシ以來ノ事跡ヲ詳ニシ、殊ニ受験ノ年月・合格ノ学科」を明記すること、「試問」に合格しない者は7週間経なければ同一学科を再度受験できないこと、不合格者が下級の「試問」を受験することは可能であるが、下級の「試問」に合格しなければ上級の「試問」は受験できないこと、現職訓導は「保証状」(品行保証)の提出を求めないことが新たに規定された。

E. 規則全部改正

1884(明治17)年7月21日、甲第47号により「埼玉県小学校教員試問規則」の全部が改正された(全18条)。論点にかかわる改正点は、「試問」実施の時期・回数であり、従来1、8月を除く各月(年10回)であったが、改正後は5、9、11月の年3回へと大幅に削減された(第7条)。試問学科も改められた。改正後の試問学科は次のとおり。

初等科試問：修身、読書、算術、習字、教育論及教授法管理法

中等科試問：修身、読書、算術、習字、地理、歴史、図画、博物、物理、教育論及教授法管理法、心理

高等科試問：修身、読書、算術、習字、地理、歴史、図画、博物、物理、化学、生理、幾何、経済、教育論及教授法管理法、心理

すべての等科の学科において「作文」が削除されるとともに「教育論及教授法」に「管理法」が挿入された。中・高等科の試問学科には新たに「心理」が追加された。科目の削除・追加に伴い、得点の合計点数は変わるが、いずれも一科目の点数が5分の2以上であり、合計点数が約5割以上で合格と判定されることに変わりはない。

F. 規則一部改正と廃止

翌年(1885年)7月7日、甲第48号により同規則の一部が改正されたが、このときは試問用書が追加されただけであった²⁶。

1886(明治19)年6月29日には甲第103号により、「明治十七年七月本県甲第四十七号布

達ハ廃止ス」とされ²⁷、埼玉県小学校教員試問規則は廃止された。

3. 小学校教員学力検定制験細則及び授業生免許規則

3.1 小学校教員学力検定制験細則

(1) 学力検定制験細則制定

1886（明治19）年12月10日、県令甲第38号により「小学校教員学力検定制験細則」（全4条）が制定された²⁸。

出願手続きに関しては、「定期ノ二週間前」に願書、履歴書、手数料1円を郡役所経由で県庁へ提出することとされた（第1条）。

検定制験の実施回数・時期は、毎年2、5、9、12月の年4回、県立師範学校にて施行するとされた（第2条）。

科目は明記されていないが、「験定制験用ノ図書ハ県立師範学校教科用図書ニ依ル」（第4条）とされ、県立師範学校と同等であったと考えられる。

合否判定基準に関しては、「験定制験ノ評点一百ヲ以テ定点トシ六十以上ヲ合格点トス」とし、100点満点で60点以上が合格とされた。

このほか、県令甲第40号により、免許状手数料に関して、「地方免許状ヲ受クル者」は「五拾銭」を納付することが求められていた²⁹。

(2) 細則一部改正（1回目）

1890（明治23）年3月11日、県令甲第21号により細則の一部が改正された。同改正に関しては『埼玉県教育史』が取り上げているが、改正理由は明らかにされていない。改められたのは試験実施回数であり、年4回実施していたものを年3回に改め、試験回数を削減した。埼玉県立文書館に細則改正について、知事に伺いを立てた文書が残されており、それによれば検定受験者で検定制験に及第しなかった者が「更ニ相応ノ研究ヲ遂ケス再ヒ次回ノ試験ニ応シ」ているためであると記されていた³⁰。

(3) 細則一部改正（2回目）

1891（明治24）年4月28日、県令甲第53号により細則の一部が改正された。この細則改正は先行研究において言及されていない。同細則改正では、検定制験施行の期日及び場所を予め告示することを規定したものであった³¹。

第一条中「定期」トアルヲ「試験施行期日」ト改ム

第二条 検定制験施行ノ期日及其場所ハ予メ是之ヲ告示ス

このように学力検定制験の施行日及び場所は事前に告示するよう改められた。

3.2 小学校授業生免許規則

(1) 授業生免許規則制定

1886(明治19)年12月10日、県令甲第39号により「小学校授業生免許規則」(全7条)が制定された³²。

出願手続き、試験実施時期・回数、合否判定基準は「小学校教員学力検定試験細則」と同一であるとされたが、「試験手数料」のみ「五拾銭」とされた。

試験科目に関しては、修身、読書、作文、算術、習字、教育があげられ、それぞれの学科の「図書」も掲げられていた。

手数料に関しては、「試験手数料」が必要なことは正教員と同じであったが、金額は「五拾銭」と半額であった。ただし、授業生の場合は免許状手数料も必要であり、免許状手数料は「弐拾銭」とされた。

(2) 規則一部改正

1890(明治23)年3月4日、県令第17号により同規則の全部が改正された³³。変更点は、出願の際の納付手数料が50銭から30銭へと減額されたこと、試験実施時期・回数が2、6、10月の年3回へと削減されたこと、しかし下記のように郡長が必要に応じて「験定試験」を施行することが可能となったことの3点である。

第八条 験定試験ハ時宜ニ由リ郡長ヲシテ行ハシムルコトアルヘシ此場合ニ於テハ郡長ハ試験期日三週間以前ニ試験場ヲ定メテ之ヲ告示スヘシ

4. 小学校准教員試験ノ程度、免許状有効期限並書式及教員検定等ニ関スル細則

4.1 教員検定細則制定

1892(明治25)年3月8日、県令甲第16号により「小学校准教員試験ノ程度、免許状有効期限並書式及教員検定等ニ関スル細則」が制定された³⁴。同細則は、「小学校教員検定等ニ関スル規則」に基づき、小学校正・准教員の乙種検定に関して定めたものである(全15条)。

出願手続きに関しては、①履歴書、②卒業証書及び免許状の写し、③身体に関する医師の証明書、④身分・職業・年齢に関する町村長の証明書の4つの書類を提出することとされた(第9条)。検定・免許状手数料は郡役所に納付することになっているが、書類の提出先は明記されていない。

検定実施時期・回数は「時期ヲ定メテ之ヲ施行ス」、「其期日場所ハ予メ之ヲ告示ス」とだけ記され(第8条)、明確に記されていない。

試験科目は、准教員に関する科目は列挙されているが(第1-4条)、本科教員に関しては「本科教員試験科目ノ内図画、音楽、体操ノ一科目若クハ数科目ヲ欠クハ本人ノ申出ニ依ル者トス」と記されており(第5条)、列挙されていない。

合否判定基準は明記されていない。

手数料に関しては、検定手数料は正教員が30銭、准教員が20銭であり、免許状手数料は正教員が50銭、准教員が10銭とされ（第12条）、いずれも郡役所に納付することとされた。

4.2 乙種検定受験者心得告示

1892（明治25）年12月16日、県告示第57号により「小学校教員乙種検定受験者心得」が示された³⁵。

小学校教員乙種検定受験者心得

第一条 受験者試験場ニ在リテハ総テ検定委員ノ命令ヲ恪守スヘシ

第二条 受験者ハ試験ヲ受クヘキ日ノ前日試験場ノ受付ニ出頭シテ到着ヲ届ケ宿所氏名ヲ到着簿ニ記載シ番号札ヲ受取ルヘシ

第三条 受験者ハ羽織袴又ハ洋服ヲ着用スヘシ

第四条 受験者入場時間ニ後レタル者ハ検定委員ノ許可ヲ受クルニ非サレハ入場スルコトヲ得ス

第五条 受験者ハ毛筆、鉛筆、小刀ノ外検定委員ノ許可ヲ受クルニ非サレハ携帯入場スルコトヲ得ス

第六条 試験中受験者ハ場外ニ出ツルヲ得ス若シ已ムヲ得サル事故アルトキハ検定委員ノ許可ヲ受クヘシ

第七条 一旦答稿ヲ差出シタル後ハ誤謬等ヲ発見スルモ之ヲ改竄スルコトヲ得ス

第八条 答稿ニハ用紙ノ首ニ学科目ヲ記シ其下ニ自己ノ番号ヲ記入スヘシ答稿数葉ニ涉ルトキモ亦同シ

第九条 配当ノ用紙ハ書損等ヲ為シタル場合ニ於テモ引換ヲ許サス

但不足ヲ生シタルトキハ更ニ請求スルコトヲ得

第十条 受験中ハ互ニ談話換席シ又ハ器具物品ヲ交換貸借スヘカラス

第十一条 受験者ニシテ検定委員ノ命ニ従ハス又ハ不都合ノ行為アルトキハ試験ヲ中止シ又ハ検定ノ結果ヲ無効トスルコトアルヘシ

同心得は1899（明治32）年6月9日に告示第987号により第8条の一部が改められ、「自己ノ番号」のみであったものが「自己ノ番号及氏名」に改められた³⁶。

1892年の細則制定は統計上、一定の効果があつたと考えられる。『埼玉県統計書』（1881-95年度）には「卒業証書ヲ有スル者」と「教員免許状ヲ有スル者」の人数が掲載されている（こうした数値を掲げている県は、筆者らがこれまで確認した限りでは皆無であった）。これによると1892年度には公立小学校訓導中の「教員免許状ヲ有スル者」が急増していることがわかる（「表 小学教授者の類別」参照）。この変化は細則制定の効果と言えるのではないか。

表 小学教授者の類別

	公立					私立				
	総数	訓導		准訓導	授業生 及助手	総数	訓導		准訓導	授業生 及助手
		卒業証書 ヲ有スル者	教員免許状 ヲ有スル者				卒業証書 ヲ有スル者	教員免許状 ヲ有スル者		
1881	2,016	68	146		1,802	14				14
1882	2,181	153	444		1,584	4		2		2
1883	2,601	203	741		1,657	5		3		2
1884	2,833	194	864		1,775	9		1		8
1885	2,577	242	820	58	1,532	5	1			2
1886	2,154	280	604		1,270	4		1		3
1887	1,705	223	343		1,139					
1888	1,678	265	303	1	1,109					
1889	1,700	267	340		1,093	10	1	4		5
1890	1,957	286	322		1,349	2				2
1891	1,770	296	360		1,114	6	1	1		4
1892	1,176	320	516	197	143	2		1		1
1893	1,395	356	572	291	176	3				3
1894	1,420	325	667	208	220	4		1		3
1895	1,772	393	581	262	536	4		2		2

注. 『埼玉県統計書』(各年度)より。表は掲載の都合上縦書きを横書きに改めた。数値は原文のまま。

4. 3 師範学校卒業生に対する甲種検定

1893(明治26)年4月25日、県令甲第27号により小学校教員検定制度に関して次の事項が追加された³⁷⁾。

県令甲第二十七号

明治二十四年十一月文部省令第十九号小学校教員検定等ニ関スル規則第七条第一款ノ者ニ
限リ小学校准教員ノ職ニ在リシコト一箇年以内ト雖モ小学校正教員ノ検定ヲ請フコトヲ得

明治二十六年四月二十五日

埼玉県知事 銀林綱男

文部省令第19号「小学校教員検定等ニ関スル規則」第7条第1項は高等師範学校、女子高等師範学校、尋常師範学校の卒業生に対する甲種検定(無試験検定)に関する規定であり、上記の県令は3校の卒業生は小学校准教員経験一年未満であっても小学校正教員検定を受験できることを規定した。

4. 4 教員検定細則一部改正(1回目)

1895(明治28)年2月19日、埼玉県令第5号により細則の一部追加改正が行われた³⁸⁾。

埼玉県令第五号

明治二十五年三月県令甲第十六号小学校准教員試験ノ程度免許状有効期限並書式及教員検
定等ニ関スル細則第九条本文ノ但書ヲ左ノ通改正ス

明治二十八年二月十九日

埼玉県知事 男爵千家尊福

但乙種検定ヲ請フ者ニシテ其年尋常師範学校ニ於ケル小学校教員定期講習科ヲ終リタル
者ニ在テハ試験施行期日ノ五日前其他ノ者ニ在テハ同期日ノ十四日前ニ願出ツヘシ

従前は乙種検定受験者に一律に14日前に出願することが求められたが、上記の追加改正に
より小学校教員定期講習科修了者のみ5日前までに出願するよう改められた。

『埼玉県学事年報 明治二十八年』では「小学校教員講習科講習員タリシ者ノ乙種検定出
願ニ関シ特別ノ期限ヲ設ケ」たことが記されていたが³⁹、「特別ノ期限」とは小学校教員定期
講習科修了者に対する特別措置のことであり、提出期限が遅く設定されたことをさすと考え
られる。小学校教員講習科には定期及び臨時の二種があり、定期講習科は県内在住の小学校
教員免許状保有者を対象に尋常師範学校簡易科に相当する学科目を6か月にわたり学ばせる
ものであり、臨時講習科は一科目あるいは数科目を学ばせるものであった⁴⁰。

なお、当時の検定出願者は、教職在職者が受験することが多く、新規参入者が少ないこと
が憂慮されていた⁴¹。

検定ヲ出願スル者多クハ教職ニ在ル者ニシテ其資格ヲ完全ナラシメ又ハ高等ノ資格ヲ得ン
ト欲スルニ過キス新ニ資格ヲ得テ就職スル者甚タ少キ

『埼玉県学事年報』には1899（明治32）年まで「教員需要供給ノ状況」は「前年ニ異ナラ
ス」という記述が続いた。1898（明治31）年には「多数有為ノ人材ヲ教育界ニ招来スルコ
ト能ハサルハ最モ遺憾トスル所ナリ」と記され、有為な人材の確保が困難であることが嘆か
れていた⁴²。1899年には「教員ノ増加ヲ図ルハ刻下ノ最急要務ナリトス」と教員供給が最重
要の緊急な課題であったことを明らかにしている⁴³。

4.5 小学校教員講習科生徒募集の県訓令

こうした状況において、『県報』には「小学校教員講習員募集勧誘」の埼玉県訓令が掲載
された⁴⁴。同訓令は、これまでのところ他府県ではみたことがない、前例のない珍しい訓令
である。

埼玉県訓令第十八号

郡役所 町役場

小学校教員ハ普通教育ノ淵源タリ故ニ普通教育ノ完全ヲ図ラント欲セハ必ス先ツ其源ヲ豊
ニシ其淵ヲ深フセサルヘカラス是更ニ言ヲ待タサル所ナリ今県下小学校教員ノ現状ヲ觀ル

ニ其数未タ学級ノ三分ノ二ニ満タス而シテ其職ニ堪フル者亦甚タ多カラス斯ノ如クニシテ教育ノ普及発達ヲ求ム豈唯是ヲ得サルノミナランヤ所謂彼ノ人ノ子ヲ害フノ虞ナキヲ保スヘカラス実ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ是ヲ以テ小学校教員ノ補充ヲ企テ改良ヲ図ルハ本県刻下ノ急務ニシテ上下当ニ務ムヘキ所ナリ今般師範学校小学校教員講習科規程ヲ定メ其養成及改良ノ途ヲ拡張シタルハ此急務ニ応スルノ施設ニ外ナラス然レトモ其講習ニ応スル者多カラサルトキハ此目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ自今該講習員ヲ募集スル方リテハ応募ヲ勧誘スヘキハ勿論学資等ニ困スル者アルトキハ其補給又ハ貸与等ノ便宜ヲ与ヘ以テ多数ノ応募者アランコトヲ務メラルヘシ

埼玉県知事 萩原汎愛

4.6 教員検定細則一部改正（2回目）

1900（明治33）年3月13日、教員検定細則の一部が改正された⁴⁵。

埼玉県令第十二号

明治二十五年三月県令甲第十六号小学校准教員試験ノ程度免許状有効期限並書式及教員検定等ニ関スル細則中左ノ通改正ス但本令第五条ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

明治三十三年三月十三日

埼玉県知事 伯爵正親町実正

第一条体操科試験程度中「及兵式体操（男子ニ限ル）」ノ十字削除

第五条 本科教員試験科目中図画音楽ノ一科目若クハ二科目ハ本人ノ申出ニ依リ当分之ヲ欠ク

第八条 乙種検定ハ毎年春秋二期ニ之ヲ施行シ其期日及場所ハ予メ之ヲ告示ス但時宜ニ依リ某種ノ検定ヲ欠クコトアルヘシ

師範学校ニ於ケル小学校教員講習科生徒及高等女学校補習科裁縫専修科生徒ノ新ニ修了シタル者ニ就キテハ其際直ニ検定ヲ施行スルコトアルヘシ

第九条 検定ヲ請フ者ハ願書ニ検定ノ種類、高等小学校、尋常小学校、本科、専科、正教員、准教員ノ別ニ就キ其志望ヲ明記シ左ノ書類ヲ添ヘ知事ニ願出ツヘシ但本県内公立学校長教員ノ職ニ在ル者ハ第二以下ノ書類ヲ添付スルニ及ハス

一、履歴書

二、身体ニ関スル医師ノ証明書

三、戸籍抄本

郡長ハ前項但書ニ該当スル者ヲ除ク外検定出願者ノ品行ニ就キ意見ヲ添申スルコトヲ要ス

第十条 師範学校生徒ノ新ニ卒業シタル者及同校ニ於ケル小学校教員講習科高等女学校補習科裁縫専修科生徒ノ新ニ修了シタル者ニ就キテハ前条ノ願出ヲ須キス当該学校長ノ申請ニ依リ検定スルモノトス

第十二条第三項

第十条ニ依リ検定スル者ニ就キテハ本条第一項ノ手数料ヲ徴収セサルモノトス
第十五条 削除

出願手続きに関して、卒業証書及び免許状の写しは不要となったが、戸籍抄本の提出が求められるようになった。郡長が出願者の「品行」について意見を添えることが明記されたことも留意する必要があるだろう。ただし、県内公立学校在職者の提出書類は履歴書のみとなり、提出書類の負担が軽減された。

試験実施時期・回数に関して、乙種検定は「毎年春秋二期」に施行すると実施時期が明記されるようになった。高等女学校補習科及び裁縫専修科修了生に対しても「当該学校長ノ申請ニ依リ検定スル」ことが明記されたことも改正点の一つである。

試験科目に関して、本科教員の体操科試験から男子の「兵式体操」が削除されるとともに、同じく本科教員の試験科目中の図画、音楽は受験者の申出により欠くことが可能となった。

手数料に関して、師範学校、同校教員講習科、高等女学校補習科及び裁縫専修科新規学卒者は検定手数料が不要とされた。

5. まとめ

以上のような関係規則の制定・改正を経て、1900年9月に県令により「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」が制定される。同細則制定以後に関しては次号以降において記すこととし、以下に本稿において明らかになったことをまとめておきたい。

- (1) 1891年県令甲第53号、1892年県告示第57号、1893年県令甲第27号、1895年県令第5号、1900年県令第12号など、先行研究で取り上げられなかった規則改正を拾い上げることができた。
- (2) わずかな規則改正をも拾い上げるにより明らかになったこととして、「小学校教員免許状授与規則」、「仮免許状」といった名称の規則が見当たらなかったことを指摘しておきたい。他府県では中央の教育令改正及び小学校教員免許状授与方心得への対応として1882（明治15）年に小学校教員免許状授与規則、1887（明治20）年以降に小学校教員仮免許状授与規則が制定されていたが、埼玉県では類似の名称の規則は作成されていなかった（少なくとも見つけ出すことはできなかった）。埼玉県は「教員試問規則」で一貫していた。対象とした時期に「小学校教員検定」を含む関係規則がまったくなかったこともこれまでの先行研究で取り上げられた他府県の事例と異なっていた。また、これまで検討した府県と異なり、明治10年代の教員資格の証書に等科・等級を設けており、より厳格であったようにも見受けられる。今後、さらに他府県を検討していくが、これが埼玉県独自の動きであったか否か注視していきたい。
- (3) 埼玉県の教員試問規則では出願方法に関して、当初は郡役所経由で願書等を提出することとされたが、後に師範学校に提出するよう提出先が変更され、教員検定細則において再び郡役所経由での提出となるなど、県・師範学校と郡との間の関係に揺らぎが

あったようにも思われる。今後検討を深める際、こうした変化の意味に注意したい。

付記 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（17H02660、基盤研究（B）「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究」（研究代表者・丸山剛史））の助成を受けたものである。

引用文献・註

- 1 内田徹・丸山剛史「旧学制下群馬県における小学校教員検定制—1900年9月以前—」『東京福祉大学・大学院紀要』第5巻第2号、2015年、pp.123～130、同「旧学制下群馬県における小学校・国民学校教員検定制—1900年10月以後—」『浦和論叢』第56号、2017年、pp.83～96、丸山「旧学制下栃木県の小学校教員検定制（一）—（三）」『宇都宮大学教育学部研究紀要 第一部』第66-68号、2016-2018年、丸山・研究代表『平成23年度～平成25年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、2014年、同『平成26年度～平成29年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』、2018年、ほか。
- 2 近年、井上恵美子、笠間賢二、釜田史、山本朗登、遠藤健治らにより事例研究が蓄積されている。紙幅の都合により、近年の代表的な論考を掲げれば次のとおりである。井上『平成14年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書 戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究—教員試験検定の主要教科とその受験者たちの様態の分析—』（2006年）、笠間『『小学校教員検定内規』の研究—小学校教員検定における免許状授与基準—』『宮城教育大学紀要』第52巻、2017年、pp.265～285、釜田『秋田県小学校教員養成史研究序説—小学校教員検定試験制度を中心に—』学文社、2012年、山本朗登「明治期兵庫県における小学校教員検定『教科』試験に関する一考察」『山口芸術短期大学研究紀要』第49集、2017年、pp.79～87、遠藤健治「戦前において、私立学校は小学校教員養成の埒外にあったのか—京都府小学校教員無試験検定内規の復刻をとおして—」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』第63号、2018年、pp.1～8、ほか。
- 3 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第13号、1994年、pp.83～84。同「第2節 日本の教員史研究」教育史学会編『教育史研究の最前線』日本図書センター、2007年、p.137。同『論集現代日本の教育史 2 教員養成・教師論』日本図書センター、2014年、p.578。
- 4 船寄、前掲、1994年、p.84。
- 5 佐藤秀夫「都道府県の教育の歴史—その見方ととらえ方—」『教育と情報』第374号、1989年、p.10。
- 6 佐藤秀夫「教育の地域性」『新編埼玉県史だより 資料編25 近代・現代7』、1984年、pp.1～4。
- 7 埼玉県教育委員会編集・発行『埼玉県教育史 第三巻—第五巻』、1970-72年。同書では「初等教育」のなかで「教員の任用と待遇」について記されており、小学校教員検定に関して記述されている。
- 8 埼玉県編集・発行『新編埼玉県史 資料編25 近代・現代7 教育・文化』（1984年）、『同 通史編5 近代1』（1988年）。
- 9 制度ではなく実態ないしは全体像に迫ろうとした加島大輔、古川修らの論考も見逃すことは出来ない。加島「明治前期埼玉県における小学校教員層の組成—有資格教員の創出・配置状況と履歴

- にみる教員層一』『東京大学大学院教育学研究科紀要』第44集、2004年、pp.21～30、古川修「戦前の埼玉県における小学校教育員検定」『東洋大学大学院紀要』第55集、2015年、pp.417～432。
- 10 埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書 17-20 埼玉県布達集一～四』埼玉県、2015-2018年。
- 11 丸山剛史「4 東京府の小学校教育員検定制度及び東京府・東京市の小学校教育員確保策」丸山・前掲科研費報告書、2018年、pp.48～50。
- 12 埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書 17 埼玉県布達集一』埼玉県、2015年、p.9。
- 13 第25条において小学教員の名称・等次・給与が規定されている。給与の高い順に教員名称を記せば、大掌教、権大掌教、中掌教、権中掌教、少掌教、権少掌教、助教とされた。
- 14 『埼玉県史料叢書 17』、pp.402～415。
- 15 『埼玉県史料叢書 17』、pp.431～438。
- 16 埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書 18 埼玉県布達集二』埼玉県、2016年、pp.211～218。
- 17 『埼玉県史料叢書 18』、pp.324～326。
- 18 埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書 19 埼玉県布達集三』埼玉県、2017年、p.106。
- 19 『埼玉県史料叢書 19』、pp.409～410。
- 20 埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書 20 埼玉県布達集四』埼玉県、2018年、p.35。
- 21 『埼玉県史料叢書 18』、pp.273～276。
- 22 『埼玉県史料叢書 18』、p.316。
- 23 『埼玉県史料叢書 18』、pp.442～448。
- 24 「埼玉県年報」『文部省第十一年報 明治十六年』、p.188。
- 25 『埼玉県史料叢書 19』、p.229。
- 26 『埼玉県史料叢書 20』、p.281。
- 27 『埼玉県史料叢書 20』、p.459。
- 28 県令甲第38号『県報』第37号、1886年12月10日、pp.515～516。
- 29 県令甲第40号『県報』第37号、p.518。
- 30 『明治26～28年 学務部』(C22992)明5124-1(埼玉県立文書館所蔵)
- 31 『県報』第8号、1891年4月28日、p.101。
- 32 県令甲第39号『県報』第37号、1886年12月10日、pp.516～518。
- 33 県令甲第17号『埼玉県報』第15号、1890年3月4日、pp.107～109。
- 34 県令甲第15号『県報』第94号、1892年3月8日、pp.447～454。
- 35 「県告示第五十七号」(小学校教育員乙種検定受験者心得)『県報』第175号、1892年、pp.2357～2358。
- 36 埼玉県告示第98号(小学校教育員乙種検定受験者心得)『県報』第819号、p.785。
- 37 「県令甲第二十七号」『県報』第210号、1893年、p.869。
- 38 埼玉県令第5号『県報』第389号、1895年2月19日、p.271。
- 39 『埼玉県学事年報 明治二十八年』、p.1。
- 40 埼玉県令第14号『県報』号外、1894年4月2日、pp.2～4。
- 41 『埼玉県学事年報 明治二十八年』、p.8。
- 42 『埼玉県学事年報 明治三十一年』、p.5。
- 43 『埼玉県学事年報 明治三十二年』、pp.4～5。
- 44 埼玉県訓令第18号(小学校教育員講習員募集勧誘方ノ件)『県報』第789号、1899年2月21日、pp.305～306。
- 45 「埼玉県令第十二条」(細則中改正)『県報』第892号、1900年、pp.291～292。

Summary

Historical Analysis on Certificate Examination System for Elementary School Teachers in Saitama Prefecture under the Prewar School System

— In the 19th Century —

Toru Uchida, Tsuyoshi Maruyama

The purpose of this study was to clarify the development process of the certificate examination system for the elementary school teachers in Saitama prefecture before 1900 by analyzing chiefly documents in Saitama prefectural archives. Points of view are as follows: 1) the procedure of application, 2) the time of number and the place of the examination, 3) the examination subjects, 4) the process or the passing criterion and 5) the charge.

The principal results can be summarized as follows:

1) Saitama prefecture was consistently not “regulations on certification examination for elementary school teacher” and “regulations on provisional license” but “regulations on teacher examination”.

2) Saitama prefecture had been established a grade and stage of certification of elementary school teacher, in the Meiji 10's. It seems that the regulations were strict.

3) Saitama prefecture initially decided to submit documents to a municipal office. But later, Saitama Prefecture changed the submission destination of documents to the normal school. And again, Saitama Prefecture changed the submission destination of documents to a municipal office. This study revealed that the relationship between Saitama prefecture—the normal school and a municipal office changed with time.

Keywords Certification Examination System for elementary school teacher, Saitama prefecture, Nineteenth century

(2018年11月8日受領)